

「令和 6 年度府中小学校建設基本構想策定業務委託」候補者特定に係る実施要領

(趣旨)

第 1 条 「令和 6 年度府中小学校建設基本構想策定業務委託」の候補者をプロポーザル方式により特定する場合の手続き等については、石岡市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱（以下「実施要綱」という。）に定めるもののほか、この実施要領に定めるものとする。

(実施の公表)

第 2 条 実施の公表にあたっては、実施要領、提案書作成要領、提案書評価基準及び業務説明資料により、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。

- (1) 当該事業の概要
- (2) プロポーザルの手続き
- (3) プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項
- (4) 評価委員会及び評価に関する事項
- (5) その他必要と認める事項

2 実施要領等の資料については、石岡市ホームページ(<https://www.city.ishioka.lg.jp/>)へ掲載する。※印刷物での配布は行わない。

(提案書の内容)

第 3 条 提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式などは、別に定める。

- (1) 業務実績
- (2) 業務体制
- (3) 当該業務の実施方針
- (4) 当該業務に関する具体的な提案
- (5) その他当該業務に必要な事項

(評価)

第 4 条 プロポーザルを特定するための評価項目は、次に掲げる事項とする。

- (1) 業務実績
- (2) 業務体制 1・業務体制 2
- (3) 業務実施方針
- (4) 業務実施手法
- (5) 特徴理解
- (6) 実現性
- (7) ヒアリング

- 2 プロポーザルの評価にあたって、提案者にヒアリングを行うものとする。
- 3 提案書の内容及びヒアリング結果を基に、当該業務に最も適した者を特定する。
- 4 特定、非特定に関わらず、各々の提案者の評価結果については、その提案者に通知する。

(プロポーザル評価委員会)

第5条 評価委員会は、次の各号に定める事項について、その業務を行う。

- (1) 提案書の評価
 - (2) 評価の着眼点、評価項目及びそのウエイト並びに評価基準の確認
 - (3) 評価の集計及び報告
 - (4) ヒアリング
- 2 プロポーザル評価委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。
 - 3 委員長、副委員長及び委員は別に定め、特定者との契約締結後に公表する。
 - 4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
 - 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
 - 6 評価委員会は、必要に応じ委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。
 - 7 評価委員会は、委員の5分の4以上の出席がなければひらくことができない。
 - 8 委員長は、評価結果を業者選考委員会へ報告するものとする。

(全体スケジュール)

第6条 本業務に係る全体スケジュールは以下のとおりとする。

内容	時期（予定）
実施要領等の公表	令和6年8月26日（月）
参加意向申出書等の提出期限	令和6年9月9日（月）午後5時15分まで（必着）
提案資格結果の通知	令和6年9月18日（水）まで
施設見学	令和6年9月20日（金）～27日（金）
質問書提出期限	令和6年10月1日（火）午後5時15分まで（必着）
質問回答の公表	令和6年10月8日（火）まで
提案書の提出期限	令和6年10月23日（水）午後5時15分まで（必着）
第1次審査（書類審査）	令和6年10月28日（月）
第1次審査結果の通知	令和6年10月31日（木）まで
第2次審査（プレゼンテーション・ヒアリング）	令和6年11月8日（金）
審査結果（特定・非特定）通知	令和6年11月
優先交渉権者との詳細協議	令和6年11月
契約締結・業務開始	令和6年12月

(評価結果の審査)

第7条 業者選考委員会は、評価委員会から評価結果があったときは、選考委員会において、次の事項について審査する。

- (1) 評価委員の採点が適正に行われたこと。
- (2) 評価委員会の審議及び採点の集計等が適正に行われたこと。
- (3) 評価結果に関し、必須事項以外に公表する事項
- (4) 特定、非特定結果通知書に記載する事項
- (5) その他必要な事項

附 則

この要領は、令和6年8月23日から施行する。